

次亜塩素酸ナトリウムの購入（単価契約）仕様書（水道用）

1. 適用範囲

本仕様書は、次亜塩素酸ナトリウム（以下「薬品」という。）の購入に関し、その適正を期するために、必要な事項を規定する。

2. 件名

次亜塩素酸ナトリウムの購入（単価契約）

3. 納入場所

川越市大字大仙波 8 4 5 番地 1（仙波浄水場）ほか 7 箇所

(内訳)	(1)	川越市大字大仙波 8 4 5 番地 1	仙波浄水場
	(2)	川越市大字笠幡 8 5 番地 2	霞ヶ関第二浄水場
	(3)	川越市大字的場 2 1 7 3 番地 1 8	霞ヶ関第一浄水場
	(4)	川越市大字中福 3 6 0 番地	中福受水場
	(5)	川越市大字今福 3 3 3 番地 1	今福浄水場
	(6)	川越市新宿町 6 丁目 1 0 番地 4	新宿浄水場
	(7)	川越市郭町 2 丁目 1 9 番地 1	郭町浄水場
	(8)	川越市大字伊佐沼 7 0 0 番地	伊佐沼浄水場

4. 納入期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

5. 予定数量

年間 4 0, 0 0 0 k g

6. 納入方法

1 回の納入数量は、1, 0 0 0 k g から 4, 0 0 0 k g のローリー納めとし、必要に応じて、複数箇所降ろしも行うこと。

なお、霞ヶ関第一浄水場は、進入経路が狭いため、最大 2,000 k g 積みの車両による納品となる。

< 1 回の納入数量の目安 >

仙波浄水場	3 0 0 k g から 5 0 0 k g
霞ヶ関第二浄水場	3 0 0 k g から 7 0 0 k g
霞ヶ関第一浄水場	3 0 0 k g から 5 0 0 k g
中福受水場	3 0 0 k g から 1, 3 0 0 k g
今福浄水場	2 5 0 k g から 4 0 0 k g
新宿浄水場	3 0 0 k g から 5 0 0 k g
郭町浄水場	3 0 0 k g から 4 0 0 k g
伊佐沼浄水場	2 5 0 k g から 4 0 0 k g

7. 納入日等

納入日は、原則として平日（月曜日から金曜日まで）とし、注文を受けた日から概ね1週間以内に納入すること。

ただし、薬品の納入が、特に必要な場合には、土曜・日曜・祝日等であっても納入すること。

8. 薬品規格

下記の規格に適合する薬品を納入すること。

(1) 品名 次亜塩素酸ナトリウム

(2) 規格 以下の表のとおり、日本水道協会の規格（JWWA K120 2008-2）に定める品質「特級製品Ⅰ」の適合品であること。

項目	単位	規格
有効塩素	%	12.0 以上
外観	-	淡黄色の透明な液体
密度（比重）（20℃）	-	1.16 以下
遊離アルカリ	%	2 以下
臭素酸	mg/kg	10 以下
塩素酸	mg/kg	2,000 以下
塩化ナトリウム	%	2.0 以下

9. 提出書類

受注者は、薬品の納入ごとに、計量証明書及び分析証明書を提出すること。

10. 規格遵守

受注者は、薬品の規格を遵守し規格外の薬品を納入しないこと。

万一、規格外の薬品を納入したため、明らかに受注者の責に帰すべき障害が発生した場合には、受注者が障害の回復の責任を負うものとする。

11. 注意事項

(1) 受注者は、薬品の納入に関し、関係する全ての法令等を遵守すること。

(2) 薬品納入の際は、タンクローリーのホースを施設の薬品受入口へ接続する前に、職員等の確認を受け、立会いのもと作業に入ること。

(3) 緊急時に際して連絡体制を整備しておくこと。

12. 入札書記載要領

入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の課税業者及び免税業者を問わず、見積もった金額の110分の100に相当する**薬品1kg当たりの金額**を**整数**で記載すること。